

男女共同参画大臣  
福島瑞穂 様

## 女性差別撤廃委員会からの勧告の実現にむけた 移住女性を含むマイノリティ女性に関する共同申入れ

本年7月23日にニューヨークの国連本部で行なわれた女性差別撤廃委員会による第6回日本報告書の審査において、約半数の委員が、先住民族アイヌ・部落・在日コリアン・沖縄・移住女性に関する政策や調査の必要性などに言及し、マイノリティ女性に関することが重要課題となりました。そもそも日本報告書にマイノリティ女性の状況に関する情報が一切含まれていなかったことに、委員は驚きを隠せませんでした。

審査を受けて8月7日に委員会から日本政府に送られた総括所見の勧告においては、以下の通り、「マイノリティ女性」の項目のもとに、4点にわたる具体的な勧告がだされました。また、「女性に対する暴力」、「政治および公的活動への平等な参加」の項目でも重ねてより具体的な勧告が出され、被害を受けやすい女性集団に関する勧告もだされています(添付参照)。

女性差別撤廃委員会から日本政府への総括所見 マイノリティ女性(51,52段落)

1. マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す、
2. マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す、
3. 日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めること、
4. 先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施すること、

私達は、日本政府に対し、これらの勧告を一日も早く実施していくことを強く求めます。まずは、現在協議されている「男女共同参画第3次基本計画」の中に、これらの勧告の実現にむけた基本計画が明確に記述されることを要請します。そしてそのためにも、基本計画を策定する協議機関の委員にマイノリティ女性の代表を登用する他、関連する諸会議において、マイノリティ女性の状況を聞き、意見交換する機会をつくることを求めます。

2009年11月2日

北海道アイヌ協会札幌支部  
部落解放同盟中央女性運動部  
アプロ女性実態調査プロジェクト  
沖縄市民情報センター  
カラカサン～移住女性のエンパワメントセンター  
移住労働者と連帯する全国ネットワーク  
移住労働者と共に生きるネットワーク九州  
DPI女性障害者ネットワーク  
「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を  
支援する会

I女性会議  
北京 JAC  
アジア女性資料センター  
NGO すぺーすアライズ  
フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会  
商社に働く女性の会  
世界女性会議岡山連絡会  
女性自衛官の人権裁判を支援する会  
反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

【添付】

## 女性差別撤廃委員会から日本政府への総括所見(勧告抜粋)

2009年8月7日

マイノリティ女性(51, 52段落)

マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す、  
マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す、  
日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めること、  
先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施すること、

女性に対する暴力(31, 32段落)

委員会はDVおよび性暴力の女性被害者が申し立てを行ない保護を求める時に直面する妨害に憂慮し、「特に、移住女性、マイノリティ女性および被害を受けやすい集団の女性が、ドメスティック・バイオレンスや性暴力の事件を通報することを妨害されるような不安定な状況にあることに憂慮する」とし、「締約国が移住女性および被害を受けやすい集団の女性を含む女性たちが、申し立てを行い、保護と救済を求めることができ、それにより暴力的あるいは虐待的な関係に留まる必要がなくなるよう、質の高い支援サービスが提供されるよう保障するよう勧告」し、「ドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の通報を容易にするために必要な措置を取るべきである」とした上で、「委員会は締約国がこれら被害を受けやすい女性の集団に向けた包括的な意識高揚プログラムを全国的に実施するよう勧告」。

政治および公的活動への平等な参加(41, 42段落)

「委員会はマイノリティ女性の政治および公的活動への参加に関する統計資料の欠如に留意する」  
「政界や公職、学会、外交官における、移住およびマイノリティ女性を含む女性の代表に関するデータおよび情報を次回の定期報告で提供するよう要請する」。

被害を受けやすい女性集団(Vulnerable groups of women)(53,54段落)

雇用・医療・教育・社会的便益へのアクセスに関して、複合差別をしばしば受けている農村女性、シングルマザー、障がいをもつ女性、難民および移住女性のグループに関する情報と統計資料の欠如に留意し、次回定期報告において、条約の対象であるすべての領域における被害を受けやすい女性集団の実情を包括的に表す全体像と具体的なプログラムや成果に関する情報を提供するよう要請し、被害を受けやすい女性集団の特定のニーズを満たすようなジェンダーに特化した政策とプログラムを採択するよ勧告(54段落)。